

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 砂川市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	62.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.9%
全職員	60.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	44.5%
本庁課長相当職	73.1%
本庁課長補佐相当職	97.7%
本庁係長相当職	73.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	76.7%
31～35年	66.5%
26～30年	64.9%
21～25年	62.5%
16～20年	76.8%
11～15年	60.2%
6～10年	71.6%
1～5年	51.2%

【説明欄】

- ・扶養手当や住居手当、寒冷地手当、管理職手当などの各種手当について男性への支給が多いため。
- ・1～5年の勤続年数の差異が大きいのは、事務職や看護職などよりも給与が高い市立病院医師における5年以内の勤続年数の割合が約83%となっていることに加え、男女比が4：1となっており、男性の平均給与を引き上げているため。
- ・31～35年の勤続年数の差異が大きいのは、女性医師が0名で男性医師のみであり、男性の平均給与を引き上げているため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。